

## 情報産業労働組合連合会における取組（中間報告）

- 1. 時間主権の確立（情報労連 21 世紀デザイン）**
- 2. 多様な正社員の実現（情報労連 21 世紀デザイン）**
- 3. 『情報労連・中期時短目標』の設定**
- 4. 「情報サービス産業の魅力向上に関する共同宣言を通じたWLBの実現**
- 5. 学生へのキャリア教育への支援を通じた取組**

情報産業労働組合連合会（情報労連）は、ライフスタイルや社会保障政策に対する基本政策として『情報産業労働組合連合報労連 21 世紀デザイン』を確立（平成 18 年 7 月）し、「時間主権の確立」ならびに「多様な正社員の実現」に向けて取組を進めている。

### 1. 時間主権の確立

#### （1）時間主権の確立とは

時間主権とは、企業における労働時間を見直し（長時間労働からの脱却）、誰もが仕事と家庭での協働を両立させ地域社会とコミットメントできる時間の創出が、主体的に可能となるよう確立すること。

#### （2）具体的な取組

##### ①調査・分析

組合員の生活実感やライフスタイルに関する調査を実施（平成 18 年）し、長時間の労働実態ならびに家事・育児との関係や要望などについて、さらにはボランティア活動等を通じた地域社会との関わり合いについて調査・分析を行った。

また、本年（平成 21 年）に実施した「生活実態アンケート」においてもボランティア活動等を通じた地域社会との関わり合いについて追跡調査を行い、現在分析作業を行っている。

##### ②具体的な取組

情報労連・中期時短目標を設定（後述）し、取組を進めている。

### 2. 多様な正社員の実現

#### （1）多様な正社員とは

変化するライフステージや多様化するライフスタイルに対応していくためには、育児や介護など必要に応じてパートタイムでの就労とフルタイムでの就労を働く側が選択できることが必要であり、そのための労働条件整備などを踏まえた制度を創設していくこと。

#### （2）具体的な取組

パートタイム労働などの非正規雇用と、正社員との労働条件等の格差是正

への取組が重要であり、産業内に働く全ての労働者に適用され、かつ法定地域最賃上回る水準での最低賃金協定の締結拡大を図るなど、春闘方針を通じ取組を進めている。

また、2009 春闘において産別統一要求として取り組んだ「非正規社員に対する正社員化の仕組みづくり」について、2010 春闘においても引き続き取組むこととしている。

### 3. 『情報労連・中期時短目標』の設定

#### (1) 「中期時短目標」ならびに「最低到達目標」の設定

- ① 「中期時短目標」－平成 25 年 3 月末までに達成
    - ・年間所定労働時間 1800 時間（モデル）の実現
    - ・年次有給休暇の最低付与日数 20 日、最高付与日数 25 日以上
    - ・時間外労働年間 150 時間の上限規制、休日労働 4 週間で 1 回以内 など
  - ② 「最低到達目標」－平成 22 年 3 月末までに達成として取り組んだ
    - ・年間所定労働時間 2000 時間を上回らない
    - ・年次有給休暇の初年度付与日数 15 日以上
    - ・年次有給休暇の取得日数 10 日未満の組合員をなくす
    - ・休日労働を含めた時間外労働 1 カ月平均 45 時間以下 など
- ⇒ 所定労働時間については概ね達成。年次有給休暇の付与日数については、大手単組においては達成されつつあるものの、中小の単組においては未達成となっており、引き続き取組を進めることとしている。年次有給休暇の取得日数については、取得は増加傾向にはあるものの達成には至っていない。

#### (2) 「勤務間インターバル規制」の取組

2010 春闘において『インターバル規制について積極的な労使間論議を行うとともに、可能な組合においては協定の締結を図る』との方針を掲げ取り組んだ結果、これまでの協定締結 12 単組に加えて、新たに 2 単組において労使間協定を締結した。

これを踏まえ、2011 春闘においては『(これまでの取組を踏まえ) 引き続き勤務間のインターバル規制について積極的な労使間論議を行い、労使間協定の締結を目指す』として、加盟の全ての労使間において論議を行うとともに、協定の締結を目指すこととしている。

#### (3) 36 協定特別条項見直しの取組

年間での長時間労働を抑制する観点から、2011 春闘において特別条項付き 36 協定の見直しについて恒常的な事由による特別条項の適用を排除に取り組むとともに、『特別条項による年間での上限時間については、労災認定基準（労働基準局長通達／平成 13 年 12 月 12 日）を意識した縮減に取り組む』として、時間外労働の縮減を図ることとしている。

### 4. 「情報サービス産業の魅力向上に関する共同宣言を通じたWLBの実現

長時間労働が指摘される情報サービス産業における「ワーク・ライフ・バランスの実現」に向けて、事業者団体である情報サービス産業協会（JISA）

との間で、『情報サービス産業の魅力向上に関する共同宣言』を調印したので、この共同宣言に盛られた「人材が育ち、活躍できる環境の確立に向け、ワーク・ライフ・バランスの実現をはじめとする魅力度向上に、双方で協調し最大限の努力をする」との考え方の水平展開に向けて、JISAの地方組織と情報労連地方組織との連携強化を図っている。

## 5. 学生へのキャリア教育への支援を通じた取組

産別組織における社会貢献活動の一環として、学生へのキャリア教育支援を行っている。

具体的な取組としては、若手の組合員（社会人）と学生との意見交換の場（明日知恵塾：法政大学などとの協働プロジェクト）を提供しており、働くことの意義やワーク・ライフ・バランスの必要性などについてアピールするとともに、今年度は東京都と法政大学キャリアデザイン学部が共催する「仕事と生活の調和を考える学生フォーラム」のコーディネーターとしても明日知恵塾の組合員が参画している。

以上